

財務省告示第十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十七年十二月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年一月十日

財務大臣臨時代理

國務大臣 与謝野 馨

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行価格
利付国庫債券（十年）（第二百七十四回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	三十九年法律第六号）第五條第一項	成十三三年法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	券（十年）の借換えのため引受け	額面金額で二千五百億円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十七年十二月二十日	額面金額百円につき百円三十八

十 十
二 一
初 利
期 率
利 子

年一・五パーセント
平成十八年六月二十日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
。
以
下
、
次
号
及
び
第
十
四
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
)

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 三
第 二
期 以
後
の
利
子

十 四
償 還
金 限
平 成
二 十
七 年
十 二
月
二 十
日

十 五
償 還
金 額
平 成
二 十
七 年
十 二
月
二 十
日

十 六
元 利
金 支
払 場
所
日 本
銀 行

十 七
払 込
期 日
平 成
十 七
年
十 二
月
二 十
日